

精神障害の労災相談窓口

～ 労災精神障害専門調査員による相談窓口 ～

(相談無料)

福井労働局では、職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付などの相談を受ける窓口として、労災精神障害専門調査員(女性の精神保健福祉士)を配置しています。

職場におけるストレス(セクシュアル・ハラスメントなど)が原因で精神的な症状が現われたと考えておられる方の中には、労災の認定要件を満たす場合であっても、事業場や他人に知られたくないという思い、さらには、出来事(被害)の具体的内容を想起することによって症状が増悪するなどの理由で労働基準監督署への相談や労災請求を控える方がおられます。

これらの方の心情を十分に配慮した相談を行い、労災請求及び労働基準監督署における労災認定調査へ円滑に引き継ぐことを目的としています。

なお、相談の際には、プライバシー保護のため個室をご用意いたしますが、内容によっては、専門調査員の他に労災保険制度に精通している職員が一部の時間帯に同席する場合もございますので予めご了承ください。

相談日：毎月2回 午後1時～午後4時

場 所： 福井労働局 労働基準部労災補償課
福井市春山1丁目1番 54 号(春山合同庁舎9階)

予約制のため、相談日はお問い合わせを受けた後に日程調整を行います。

《連絡先》 福井労働局労働基準部労災補償課(職業病認定担当)

TEL:0776-22-2656

(予約受付:午前8時 30 分～午後5時 15 分)

Fax:0776-22-2776